

活動服性能試験基準（制定 平成21年10月1日）

新基準	旧基準
<p>第1 活動服の性能試験に係る試料及び洗濯処理</p> <p>活動服の性能試験に係る試料の提出及び洗濯処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 試験依頼者が提出する試料の種類は、活動服の主たる生地とする。</p> <p>(2) 洗たく処理は、次による。</p> <p>ア 洗濯の方法は、防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年6月1日消防庁告示第11号）第3、2による水洗い洗たく方法によること。</p> <p>イ 洗たく回数は、5回とする。ただし、防災性能を与えるための処理をした生地については50回とする。</p> <p>第2 活動服の性能試験</p> <p>活動服の性能試験は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防炎性試験は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS L1091のA-4法に従って行う。<u>ただし、加熱時間については12秒とする。</u></p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p>(ア) 試験片（前条第1号で定める試料からそれぞれの試験に必要な大きさに切り取った片をいう。以下同じ。）は、熔融滴下しないこと。</p> <p>(イ) 残炎時間は、3秒以下であること。</p> <p>(ウ) 残じん時間は、K-I型にあつては5秒以下、K-II型にあつては3秒以下であること。</p> <p>(エ) 炭化長は、K-I型にあつては25cm以下、K-II型にあつては10cm以下であること。</p> <p>(2) <u>酸素指数</u>は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS L1091のE法に従って行う。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p><u>酸素指数</u>は、K-I型にあつては26以上、K-II型にあつては29以上であること。</p> <p>(3) 耐熱性試験は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS T8023に従って180℃の試験温度で5分間行うこと。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p>熱収縮率は、K-I型にあつては10%以下、K-II型にあつては5%以下であること。</p> <p>(4) 引張強さは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS L1096のA法（ラベルドストリップ法）に従って行う。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p>引張強さは、K-I型にあつては650N以上、K-II型にあつては700N以上であること。</p> <p>(5) 引裂強さは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS L1096のA-1法（シングルタング法）に従って行う。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p>引裂強さは、20N以上であること。</p>	<p>第1 活動服の性能試験に係る試料及び洗濯処理</p> <p>活動服の性能試験に係る試料の提出及び洗濯処理は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 試験依頼者が提出する試料の種類は、活動服の主たる生地とする。</p> <p>(2) 洗たく処理は、次による。</p> <p>ア 洗濯の方法は、防災性能に係る耐洗たく性能の基準（昭和48年6月1日消防庁告示第11号）第3、2による水洗い洗たく方法によること。</p> <p>イ 洗たく回数は、5回とする。ただし、防災性能を与えるための処理をした生地については50回とする。</p> <p>第2 活動服の性能試験</p> <p>活動服の性能試験は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 防炎性試験は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS L1091のA-4法に従って行う。_____。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p>(ア) 試験片（前条第1号で定める試料からそれぞれの試験に必要な大きさに切り取った片をいう。以下同じ。）は、熔融滴下しないこと。</p> <p>(イ) 残炎時間は、3秒以下であること。</p> <p>(ウ) 残じん時間は、K-I型にあつては5秒以下、K-II型にあつては3秒以下であること。</p> <p>(エ) 炭化長は、K-I型にあつては25cm以下、K-II型にあつては10cm以下であること。</p> <p>(2) <u>限界酸素指数</u>は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS L1091のE法に従って行う。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p><u>限界酸素指数</u>は、K-I型にあつては26以上、K-II型にあつては29以上であること。</p> <p>(3) 耐熱性試験は、次に定めるところによる。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS T8023に従って180℃の試験温度で5分間行うこと。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p>熱収縮率は、K-I型にあつては10%以下、K-II型にあつては5%以下であること。</p> <p>(4) 引張強さは、次に定めるところによる。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS L1096のA法（ラベルドストリップ法）に従って行う。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p>引張強さは、K-I型にあつては650N以上、K-II型にあつては700N以上であること。</p> <p>(5) 引裂強さは、次に定めるところによること。</p> <p>ア 試験の方法及び手順は、JIS L1096のA-1法（シングルタング法）に従って行う。</p> <p>イ 性能基準は、次による。</p> <p>引裂強さは、20N以上であること。</p>

(6) 帯電性は、次に定めるところによること。

ア 試験の方法及び手順は、JIS L1094 の 摩擦帯電電荷量測定法 に従って行う。

イ 性能基準は、次による。

帯電電荷量は、 $7 \mu\text{C}/\text{m}^2$ 以下であること。

(6) 帯電性は、次に定めるところによること。

ア 試験の方法及び手順は、JIS L1094 の C法 (摩擦帯電電荷量測定法) に従って行う。

イ 性能基準は、次による。

帯電電荷量は、 $7 \mu\text{C}/\text{m}^2$ 以下であること。